



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

厚生労働省
秋田労働局発表
平成 28 年 4 月 28 日

報道関係者 各位

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室
室 長 富塚 リエ
室長補佐 北林 浩之
電話 018-800-0770

「平成 28 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定

秋田労働局（局長 松本安彦）では、「平成 28 年度 秋田労働局行政運営方針」を策定しました。

今年度においては、新たに「雇用環境・均等室」を設置し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現にむけて「女性の活躍推進」とワーク・ライフ・バランスの推進などを目的とする「働き方改革」をワンパッケージで進めるほか、マタハラ、セクハラ、パワハラなどへの相談窓口を一本化してハラスメント対策を一体的に実施することにしております。

また、地方自治体が実施する各種施策と連携を図りながら、職業紹介業務の充実強化や人材不足分野における人材確保、非正規労働者の正社員転換・待遇改善、重層的なセーフティネットの構築などを推進し、若者や高齢者、障害者を含む働くすべての人が安心して、希望が持てる雇用環境の整備に向けた取組を進めてまいります。

さらに、働き過ぎの防止や法定労働条件の確保・改善、労働災害減少のための指導を行い、労働者が安全で健康に働くための職場づくりを進めてまいります。

なお、秋田労働局行政運営方針の重点施策は以下のとおりです。詳細につきましては、別添「秋田労働局のご案内（行政運営方針のあらまし）」をご覧ください。

平成 28 年度の主な重点施策

雇用環境・均等室

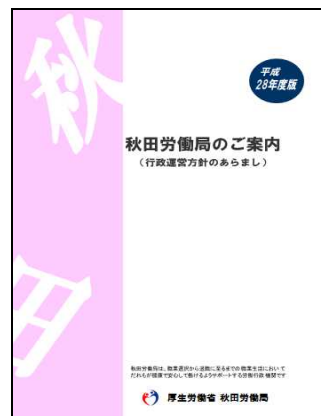
- 働き方改革の推進
- 女性活躍推進法等の履行確保
- 総合的ハラスメント対策の一体的実施
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策の推進

労働基準部

- 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
- 法定労働条件の確保・改善対策の推進
- 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進

職業安定部

- 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- 正社員転換・待遇改善の推進
- 若者の雇用対策の推進
- 高年齢者雇用対策の推進
- 障害者の活躍推進
- 職業訓練を活用した就職支援の推進



平成
28年度版

秋田労働局のご案内

（行政運営方針のあらまし）

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です



厚生労働省 秋田労働局

秋田労働局ってどんなところですか？

【厚生労働省】

[東京都千代田区霞ヶ関1-2-2中央合同庁舎第5号館]

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進、並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務としています。

（厚生労働省
シンボルマーク）



【秋田労働局】

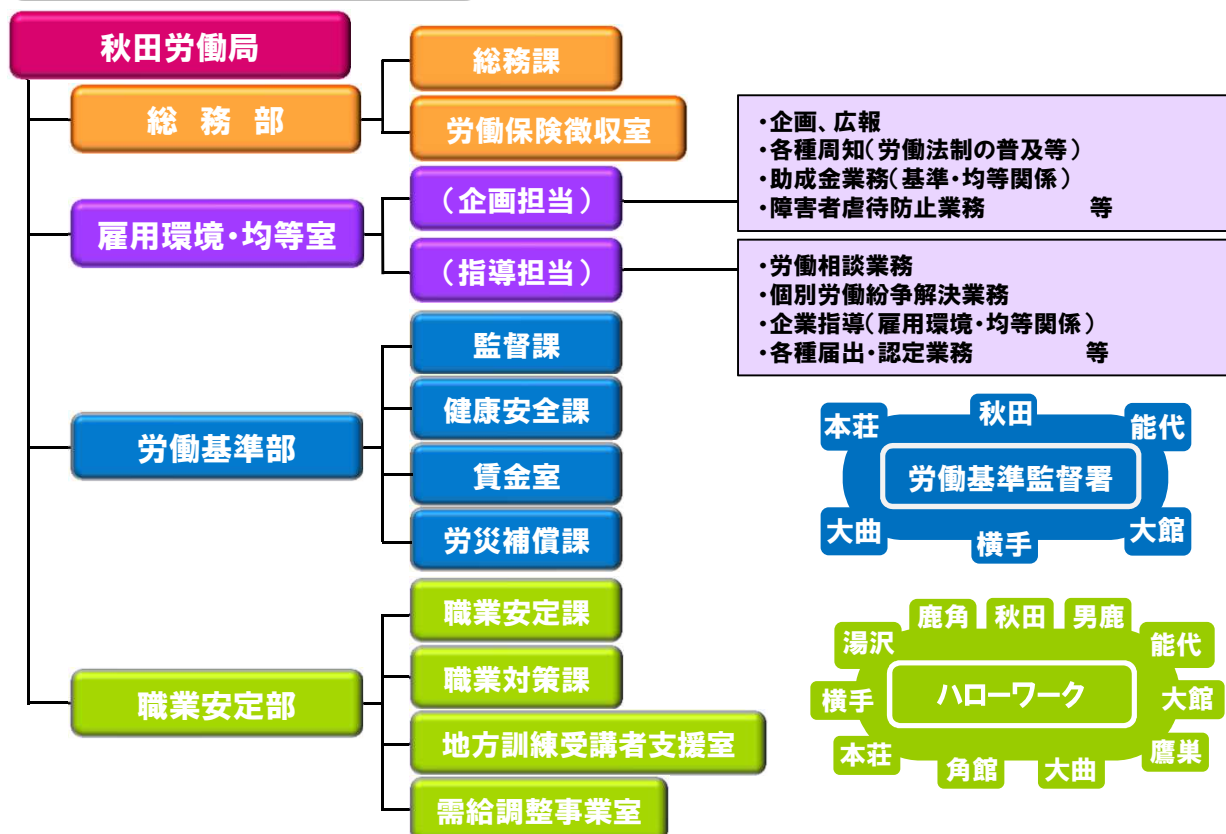
[秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎] / 厚生労働省の地方支分部局

働く環境の整備、職業の安定、男女の均等な雇用の確保等、職業生活全般にわたる総合的な行政サービスを展開しています。

主な任務は、労働相談の受理、働き方改革の推進、女性の活躍促進、育児・介護休業等に関する業務、労働基準法等の監督指導、司法事件の捜査、災害調査、労働災害防止、最低賃金に関する業務、労災保険に関する業務、職業紹介、職業指導、雇用保険に関する業務、労働保険の適用徴収業務などを行っています。



平成28年度から組織が変わりました



※ 平成28年4月に組織の見直しを行い、下記を行う「雇用環境・均等室」を設置しました。

- ① 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- ② 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と解決への取組（調停・あっせん等）を、同一の組織で一体的に進めます。

01≫ 働き方改革の推進 (P3)

- ・ 職場環境の改善を図り、年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進等を図ります。

02≫ 女性活躍推進法等の履行確保 (P3)

- ・ 女性が、希望に応じて能力を発揮し活躍できる環境を整備します。

03≫ 総合的ハラスメント対策の一体的実施 (P4)

- ・ マタハラ、セクハラ、パワハラ、解雇等の労働相談窓口を一本化し、紛争を未然に防止する取組や解決の取組を一体的に実施します。

04≫ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 (P4)

- ・ 育児・介護休業法の徹底、両立支援制度の整備等の対策を推進し、次世代法に元づく認定マーク取得を働きかけます。

05≫ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策の推進 (P4)

- ・ パートタイム労働法の周知等を図ります。

女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画届出
301人以上企業 **100%**

次世代法に基づく認定
マーク「くるみん」の普及
取得企業数 **3 企業以上**

労働基準部

01≫ 働き過ぎ防止に向けた取組の推進 (P5)

- ・ 過重労働による健康障害の防止のため、労働時間、割増賃金等の法令規定の履行確保を図ります。

02≫ 法定労働条件の確保・改善対策の推進 (P5)

- ・ 労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

03≫ 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進 (P6)

- ・ 重点業種の死傷者数を減少させ、メンタルヘルス対策の取組を推進します。

過重労働監督における
36協定の当事者の適格性、
周知状況等の確認
監督時確認 **100%**

労働災害減少（死傷者数）
小売業 125人以下
飲食店 13人以下
社会福祉施設 60人以下
陸上貨物運送業 62人以下

労働災害減少（死亡者数）
製造・建設・林業
死亡者数 **5 人以下**

メンタルヘルス対策の
取組割合
（規模50人以上の企業）
実施企業 **75%以上**

職業安定部

01≫ 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進 (P7)

- ・ 求人票・求職票の完全記入等の徹底、求職者支援の強化等積極的マッチングの推進などを推進します。

02≫ 正社員転換・待遇改善の推進 (P7)

- ・ 地方公共団体等との連携を図りながら正社員転換・待遇改善の取組に努めます。

03≫ 高齢者雇用対策の推進 (P8)

- ・ 生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援対象者の就職率向上等を図ります。

04≫ 障害者の活躍推進 (P8)

- ・ 障害者の就職件数を増加させ、民間企業の法令雇用達成率割合を上昇等させます。

05≫ 職業訓練を活用した就職支援の推進 (P9)

- ・ 公的職業訓練の修了3か月後における雇用保険適用の就職件数向上等を目指します。

常用就職件数
24,351 件以上

新規高卒者の県内就職割合
72.0 %以上

フリーターの常用雇用件数
3,461 件以上

65歳以上の就職率
33 %以上

障害者雇用率達成企業割合
1.5 Pt以上上昇

公的訓練修了3か月後の
雇用保険適用の就職件数
902 件以上

平成28年度秋田労働局の重点施策

はじめに

秋田県では、有効求人倍率が高水準を維持するなど改善が続き、人手不足が顕在化している中で、少子高齢化の急速な進展、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇、市場規模の縮小などによる地域経済の低迷や地域社会の活力の低下が懸念されます。

平成28年度行政運営に当たっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された雇用の質を重視する「しごとの創生」の取組や、秋田県が策定した「あきた未来総合戦略」など地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、職業紹介業務の充実強化を図りながら、働き方改革の推進、女性の活躍促進、重層的なセーフティネットの構築、若者・高齢者等の人材力の強化や、人手不足分野などでの人材確保を推進するとともに、地域のニーズに即した職業訓練の実施など、「全員参加型社会」の実現のための取組を進めてまいります。

また、法定労働条件の遵守徹底のために迅速かつ厳正な対応を行うとともに、災害が多発している業種に対する労働災害防止に向けた効果的な指導、子育て支援策、総合的ハラスメント対策を推進し、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めます。

1 雇用環境・均等室の重点施策

1

◆働き方改革を推進します

主な施策

- ・「秋田いきいきワーク推進会議」を開催し、企業や働く者の労働実態を調査・検証し、企業の職場環境の改善を推進します。
- ・働き方・休み方の見直しに向けた取組のため、労働局幹部による管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを強化し、各企業における働き方改革を促進します。
- ・年次有給休暇の取得促進を図る取組として、連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を行います。
- ・「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施します。



第1回秋田いきいきワーク推進会議(H28.2.5開催)

2

◆女性活躍推進法等の履行を確保します

目標

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等の履行を確保します。

労働者数301人以上の義務企業における
策定・届出率 100 %



女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画届出
301人以上企業 100%

主な施策

- ・ 女性活躍推進法に基づき301人以上の企業に義務化される一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について、あらゆる機会をとらえ周知します。
- ・ 「女性活躍加速化助成金」の活用や、取組に関する好事例等の情報提供を通じ、企業の取組を支援します。
- ・ 男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、事業主に対する積極的な報告徴収の実施等により法の履行確保を図ります。

3

◆総合的ハラスメント対策を
一体的に実施します

主な施策

- ・ 労働者が妊娠・出産、育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備に向けて、事業主に対する説明会の開催等により関係法令の周知を図ります。
- ・ 法違反が疑われる事案を把握した場合は、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。
- ・ セクシュアルハラスメント対策の推進のため、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」の周知を図ります。
- ・ セクシュアルハラスメントの相談に対し、相談者のニーズに応じ、紛争解決の援助又は事業主に対する積極的な報告徴収を実施し、事後の適切な対応を指導します。
- ・ ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用して、職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を図ります。



パワハラ裁判事例、他社の取組など
パワハラ対策についての総合情報サイト
明るい職場応援団

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

4

◆パートタイム労働者の均等・均衡
待遇の確保等対策を推進します

主な施策

- ・ パートタイム労働法の周知徹底を図るとともに、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置、相談に対応するための体制整備及び雇入れ時の説明等に係る指導に重点を置いた計画的な報告徴収を実施し、法の履行確保を図ります。
- ・ 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」受賞企業の取組事例集の活用等により、表彰への企業からの応募を促すとともに、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた事業主の自主的かつ積極的な取組を促進します。

5

◆労働条件の確保・改善対策を
推進します

主な施策

- ・ 中小企業等への無期転換ルール の普及を図ります。
- ・ 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の円滑な施行を図ります。
- ・ 学生アルバイトの労働条件の確保について、チラシ・冊子等を活用して、労働条件の明示といった労働基準関係法令に関する事項やシフト勤務の設定等について学生や事業主に対する周知・啓発を行います。

6

◆職業生活と家庭生活の
両立支援対策を推進します

目標

- 次世代法に基づく認定マーク「くるみん」取得を積極的に働きかけます。

取得企業数 3企業以上

次世代法に基づく認定
マーク「くるみん」の普及

取得企業数 3 企業以上

主な施策

- ・ 育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、育児休業・介護休業制度等の規定の整備を促す等法の履行確保を図ります。
- ・ 企業に対し、両立支援制度の整備、制度を利用しやすい環境整備、男性の育児休業の取得促進について、雇用均等指導員を活用しつつ、情報提供及び助言を行います。
- ・ 男性の育児休業の取得促進に取り組みます。
- ・ 認定マーク「くるみん」及び「プラチナくるみん」の認知度の向上を図ります。

7

◆適正な労働条件の整備を図ります

主な施策

- ・ 「多様な正社員」の普及・拡大に努めます。
- ・ 医療労務支援事業における労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援等を地域の関係団体と連携の上、円滑に実施します。

8

◆個別労働関係紛争の解決を
促進します

目標

- ・ 簡易・迅速な処理を行います。

助言・指導処理期間	1か月以内	95%以上
あっせん処理期間	2か月以内	90%以上
あっせん解決率(処理済のうち)		57%以上

主な施策

- ・ 総合労働相談コーナーの機能強化のため、総合労働相談員の資質向上を図ります。
- ・ あっせん・調停については、紛争当事者間の争点を事情聴取により速やかに把握し、実情に即した迅速処理を行います。
- ・ 関係機関との連携強化のため、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会、労働相談会、合同研修会を開催します。

2 労働基準部の重点施策

1

◆働き過ぎ防止に向けた取組を推進します

目標

- 過重労働による健康障害防止の一環として、臨検監督した事業場について、労働時間の把握状況、36協定の当事者の適格性、周知状況及び特別条項適正運用に関する確認

目標値 100%

過重労働監督における
36協定の当事者の適格性、
周知状況等の確認
監督時確認 **100%**

主な施策

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため、労働時間割増賃金等、労働基準法の規定の履行確保を図ります。
- ・ 時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長期間にわたる過重な労働による過労死に係る労災請求が行われた事業場に対しては、監督指導を徹底します。
- ・ 過労死等防止対策推進法に基づき、11月の過労死等防止 啓発月間における啓発等の取組を実施します。



11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

2

◆最低賃金制度の適切な運営を図ります

主な施策

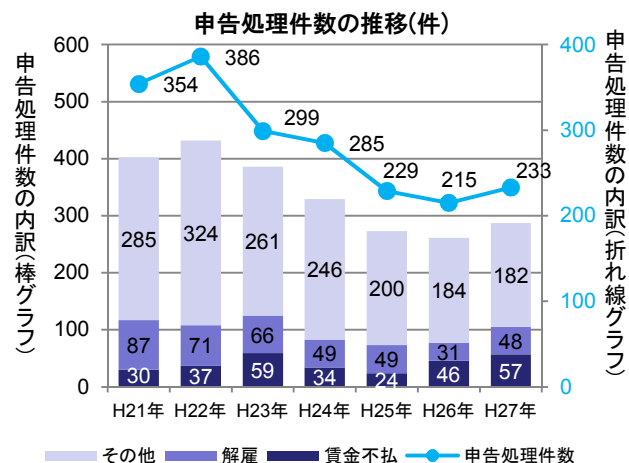
- ・ 秋田地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- ・ 最低賃金額の改定等について、広く使用者及び労働者への周知・広報に努めるとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行い、遵守徹底を図ります。

3

◆法定労働条件の確保・改善対策を推進します

主な施策

- ・ 労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。
- ・ 解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ります。



- ・ 賃金不払い残業防止のため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施します。
- ・ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、「労働条件相談ほっとライン」による夜間・休日における相談等で受け付けた情報について、事案の内容に応じて監督指導を実施します。
- ・ 自動車運転者、障害者、技能実習生を含めた外国人労働者、介護労働者、医療機関の労働者等の特定の労働分野で就労する労働者の労働条件確保・改善を図るため、対象の特性に応じた監督指導等を行います。
- ・ 「労災かくし」の排除を期すため、防止に向けた周知・啓発を図るとともに、関係部署との連携を図りながら、的確な監督指導を実施し、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳しく対処します。



4

◆労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進します

目標

- 重点業種の死傷者数を減少させます。
 - ・ 小売業 125人以下
 - ・ 飲食店 13人以下
 - ・ 社会福祉施設 60人以下
 - ・ 陸上貨物運送事業 62人以下
- 製造業・建設業・林業の死亡者数を5人以下に減少させます。
- 規模50人以上企業におけるメンタルヘルス対策取組割合を75%以上とします。

労働災害減少(死傷者数)
 小売業 125人以下
 飲食店 13人以下
 社会福祉施設 60人以下
 陸上貨物運送業 62人以下

メンタルヘルス対策の
 取組割合
 (規模50人以上の企業)
 実施企業 75%以上

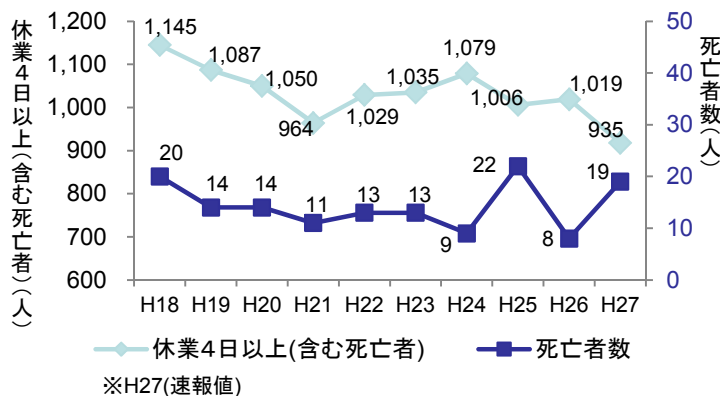
労働災害減少(死亡者数)
 製造・建設・林業
 死亡者数 5人以下



主な施策

- ・ 転倒災害防止対策として、災害防止団体等と連携した広報や啓発ポスターの配付等の活動を継続して実施します。
- ・ 労働災害を減少させるための重点業種別対策を実施します。(第三次産業、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業)
- ・ 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について、義務化されている50人以上規模の事業場を中心にあらゆる機会を通じて制度の周知徹底を図ります。
- ・ 産業保健活動総合支援事業の周知、連携等により、小規模事業場での産業保健活動やメンタルヘルス対策を促進し、産業保健水準の向上及び労働者の健康管理の一層の充実を図ります。

労働災害発生状況の推移(件)



労働行政のあらまし

- 6 -

5

◆労災補償対策を推進します

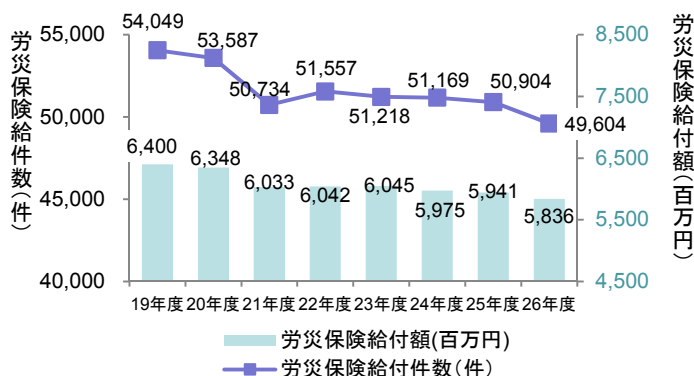
目標

- 労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
行政手続法標準処理期間の1/2以内処理。

主な施策

- ・ 労災保険給付について、効率的かつ公正な処理の徹底と適切な進行管理等の業務処理体制の強化を図ります。
- ・ 精神障害事案及び脳・心臓疾患事案に係る迅速・適正な処理に努めます。
- ・ 石綿関連疾患について、市町村の広報誌への周知文書の掲載依頼、労災指定医療機関等及び県内の石綿認定事業場へのリーフレットの配布による周知を行うほか、がん診療連携拠点病院等に対して問診時における「石綿ばく露チェック表」の活用及び労災請求の勧奨を依頼します。

労災保険給付件数(件)・給付額(百万円)の推移

STOP! 転倒災害
プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



- ◆ 労働局では「労災かくし」に対し、罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、厳正に対処することとしています。
- ◆ 事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡って労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

Akita Labour Bureau

3 職業安定部の重点施策

1

◆職業紹介業務の充実強化により効果的なマッチングを推進します

目標

- 常用就職件数 24,351件以上
- 常用求人充足件数 23,107件以上
- 雇用保険受給者早期再就職件数 5,190件以上

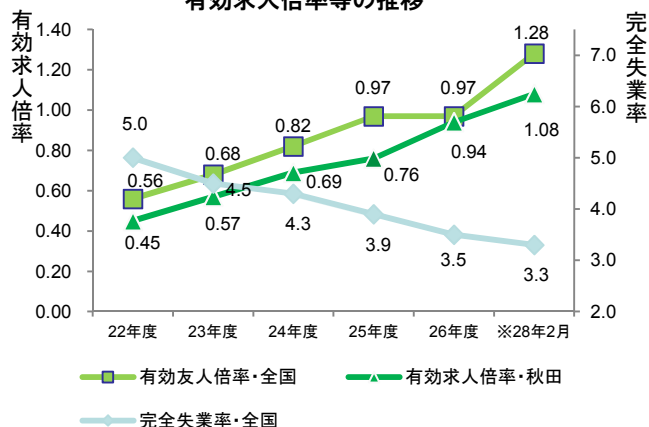
常用就職件数

24,351 件以上

主な施策

- ・ 求人票・求職票の完全記入等、基本業務の徹底を土台に、求職者支援の更なる強化及び能動的・積極的マッチングを推進します。
- ・ 雇用保険受給者の早期再就職を促進するため、離職直後の就職意欲の高いうちに、就職活動のプロセスや安定所の支援メニュー等を説明し、早期再就職に向けた支援を推進します。
- ・ 受理した求人票の信頼性確保のために、求人受理時における事業主への確認を徹底するとともに、受理後の点検体制の強化及び求職者からの苦情等申出方法についての周知を徹底します。

有効求人倍率等の推移



2

◆地方自治体と一体となった雇用対策を推進します

目標

- Aターン就職者数 1,550人以上

主な施策

- ・ 地方自治体への定期的な訪問を行い、情報を共有することにより、連携体制を一層強化します。
- ・ 県との連携のもと、Aターン登録制度の積極的な周知を図り、Aターン就職を促進します。

3

◆正社員転換・待遇改善を推進します

主な施策

- ・ 「秋田労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において、地方公共団体等との連携も図りながら、正社員転換・待遇改善の取組の着実な実施に努めます。
- ・ 「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進します。
- ・ トライアル雇用奨励金の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進します。
- ・ わかものハローワークにおいて、長期的にフリーターとなっている者等に対し、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導、あっせん機能の強化、セミナー等の開催、トライアル雇用奨励金、求職者支援制度の活用等、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供します。
- ・ 改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、引き続き事業所や労働者に対して丁寧な周知を行います。

4

◆人手不足分野等における人材確保等を総合的に推進します

主な施策

- ・ 介護・看護等の分野や建設関係の職種について、これらの職種に関する人材確保を支援する。また、雇用管理改善を通じた職場定着の促進により、人材不足の解消を図ります。
- ・ 介護・看護、建設分野における人材確保のため、各種助成金制度の周知を図り、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進します。

5

◆重層的なセーフティネットの構築を推進します

目標

- 生活困窮者支援対象者の就職件数 546人以上

主な施策

- ・ 地方自治体との連携により、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者に加え、生活保護相談・申請段階の者への就労支援を推進します。
- ・ 雇用の維持に努める企業に対して、雇用調整助成金による支援を積極的に実施します。

6

◆若者の雇用対策を推進します

目標

- 新規学卒者の県内就職
新規高卒者の県内就職割合 72.0%以上
高校生・大学生等就職内定率前年以上

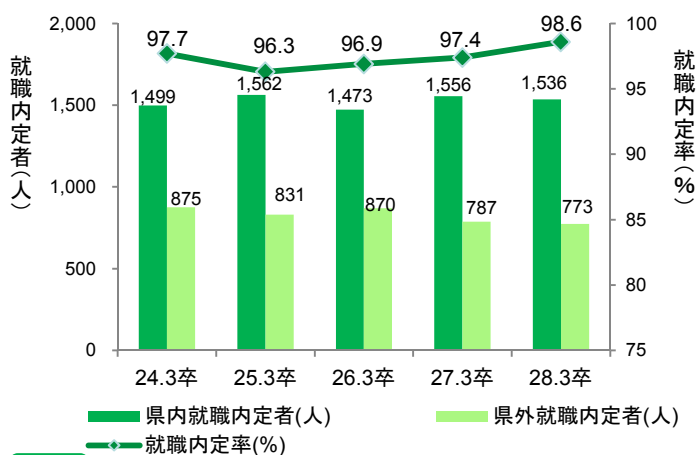
新規高卒者の県内就職割合

72.0 %以上

主な施策

- ・ 自治体、教育庁と合同で経済団体等への学卒求人の早期提出・採用枠拡大要請を行います。
- ・ ジョブサポーター等の担当者制による学校訪問及び学生・生徒との個別相談、個別の求人開拓、就職面接会を行い、就職まで一貫したきめ細かな就職支援を実施します。
- ・ 「若者応援宣言企業」の普及に加えて、若者雇用促進法に基づく認定制度等により、新卒者をはじめとする若者に対する積極的な情報発信や効果的なマッチングを推進します。
- ・ 平成28年度大学等卒業予定者を対象とする就職・採用活動開始時期の変更について、学生や企業に対し周知を徹底します

新規就職高卒者の就職内定者数及び内定率(2月末現在)



目標

- フリーター等の正規雇用化
常用雇用者数 3,461人以上

フリーターの常用雇用者数

3,461 人以上

主な施策

- ・ わかもの支援コーナー等において就職支援を実施するほか、トライアル雇用や求職者支援制度の積極的な活用により正規雇用化を推進します。
- ・ ニートや学校中退者等の若者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーションの周知を図ります。

7

◆高齢者の雇用対策を推進します

目標

- 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率
33%以上

65歳以上の就職率

33 %以上

主な施策

- ・ 高齢者雇用確保措置未実施の30人以下規模企業に対し、集団指導(セミナー)及び個別指導を実施します。
- ・ 改正高齢者雇用安定法による経過措置を適用している企業に対しては、希望者全員を65歳以上まで雇用する制度の早期導入に向けて啓発・指導に努めます。
- ・ 高齢者の就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な高齢者求職者に対して、生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を実施します。

8

◆障害者の活躍を推進します

目標

- 障害者の就職件数 前年度実績以上
- 障害者雇用状況報告における民間企業の法定雇用率達成割合
28年度実績から1.5pt以上上昇
(平成29年6月1日時点)

障害者雇用率達成企業割合

1.5 pt以上上昇

主な施策

- ・ 多様な障害特性に応じたきめ細かな支援の実施により障害者の雇用の拡大を図ります。
- ・ 県内の障害者実雇用率の向上を目指し、秋田県障害者雇用支援プロジェクトチームを活用し、企業に対する障害者雇用への理解の促進、就職面接会の開催、障害者雇用率未達成の民間企業に対する訪問指導、公的機関に対する呼出し指導などを徹底します。
- ・ 雇用の分野における障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務について、事業主、地方公共団体、就労支援機関等への制度に関する周知・啓発に取り組みます。

9

◆職業能力開発業務を推進します

目標

- 公的職業訓練の修了3か月後における雇用保険適用の就職件数において、902件以上を目指す。
- 公共職業訓練の就職率(訓練修了3か月)
施設内訓練 80.0%以上、委託訓練70.0%以上
- 求職者支援訓練の就職率(訓練修了3か月後)
基礎コース 55.0%以上、実践コース 60.0%以上



公的訓練修了3か月後の
雇用保険適用の就職件数
902 件以上

主な施策

- ・ 職業訓練が必要な者が訓練受講により、その就職可能性が高められるよう、セミナー等での周知、相談窓口での受講勧奨及び誘導を積極的に行います。
- ・ 訓練受講者に係るハローワークシステムへの入力の徹底により、訓練受講者の適切な状況管理を行うとともに、訓練修了時に未就職の者への積極的な就職支援を行います。
- ・ 地域訓練協議会の活用等により、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を秋田県と連携して策定します。
- ・ 秋田県地域ジョブ・カード運営本部や関係機関との連携のもと、ジョブ・カードの有用性について広報・啓発を行い、制度の活用促進を積極的に行います。

10

◆子育て女性等に対する雇用対策を推進します

主な施策

- ・ マザーズコーナーの利用促進と子育て等関連情報提供の充実に努め、利用者の拡大を図ります。
- ・ 母子家庭の母等について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用の活用等により、早期就職の促進を図ります。

11

◆民間等の労働力需給調整事業の適正な運営を促進します

主な施策

- ・ 労働者派遣事業が適切に運用されるよう、新規許可事業所等に対してセミナーを開催し、法制度の周知を図ります。
- ・ 派遣元、派遣先事業所及び職業紹介事業者に対する個別指導監督を実施します。

4 労働保険適用徴収業務等の重点施策

1

◆労働保険料等を適切に徴収します

目標

- 労働保険料等の収納率の向上に努めます。
前年度収納率を0.7pt以上上回る

主な施策

- ・ 労働保険料の徴収について、滞納事業場名簿等を適切に整備管理のうえ滞納整理実施計画を策定し、積極的に納付督促や滞納整理に努めます。
- ・ 「平成28年度労働保険料算定基礎調査実施計画」を策定の上、パート労働者の雇用保険資格取得漏れ等申告内容等を十分確認し、適正申告・納付へ向けての効果的な調査を積極的に行います。

2

◆労働保険の未手続事業一掃対策を推進します

目標

- 労働保険の未手続事業場の一掃に努めます。
労働保険成立件数 250件

主な施策

- ・ 労働保険未手続事業一掃対策を推進するため「平成28年度労働保険適用促進計画」を策定し、関係行政機関及び労働保険加入促進事業の受託団体との連携を密に推進します。
- ・ 未手続事業を的確に把握のうえ加入勧奨及び職権成立を見据えた強力な手続指導に努めます。

5 総合労働行政機関として推進する重点施策

1

◆労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策を実施します

主な施策

- ・ 労働局・労働基準監督署・ハローワークの連携の下、企業倒産、雇用調整等に係る情報収集を積極的に行い、不適切な解雇や雇止め等の予防のための啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払い、解雇手続、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続等について総合的かつ機動的な対応を図ります。また、これらの相談については、個別労働紛争に関連する場合も多いことから、雇用環境・均等室に対しても情報の提供を行います。

2

◆各分野の連携した対策を推進します

【女性の活躍推進】

主な施策

- ・ 男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法等の履行確保を図るためには、より効果的、効率的な周知と指導等が求められることから、法違反に関する情報を把握した場合には雇用環境・均等室に情報提供する等により連携を図ります。

【労働関係法令等の周知啓発】

主な施策

- ・ 法定労働条件の周知を兼ねた雇入通知書や使用者として遵守しなければならない労働関係法令等ととりまとめた労働法令関係に係るコンプライアンスチェックテキストを各ハローワーク・労働基準監督署に配置し、またホームページにも公開することにより、積極的に事業主、労働者に周知します。

【派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進】

主な施策

- ・ 労働者派遣事業が、労働者派遣法等に沿った適正な運営がなされるよう、個別・集団指導の徹底により、派遣労働者の保護及び就業条件の確保に努めます。また、労働関係法令の遵守を徹底させるため、共同した監督の実施など職業安定行政と労働基準行政との緊密な連携を図ります。

【使用者による障害者虐待の防止対策の推進】

主な施策

- ・ 障害者虐待防止法に基づき、秋田県と連携を図り、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部が連携し、速やかに虐待の有無などの調査を行うとともに、法令違反等が認められれば、その是正を指導します。



秋田労働局ホームページ

<http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>



秋田労働局・労働基準監督署・ハローワークの所在地

秋田労働局 第一庁舎

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3
秋田合同庁舎

- 総務部
総務課 Tel(018) 862 - 6681
労働保険徴収室 Tel(018) 883 - 4267

- 雇用環境・均等室
企画担当 Tel(018) 800 - 0770

- 労働基準部
監督課 Tel(018) 862 - 6682
健康安全課 Tel(018) 862 - 6683
賃金室 Tel(018) 883 - 4266
労災補償課 Tel(018) 883 - 4275

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4
秋田第2合同庁舎 2階

- 雇用環境・均等室
指導担当 Tel(018) 862 - 6684

秋田労働局 第二庁舎

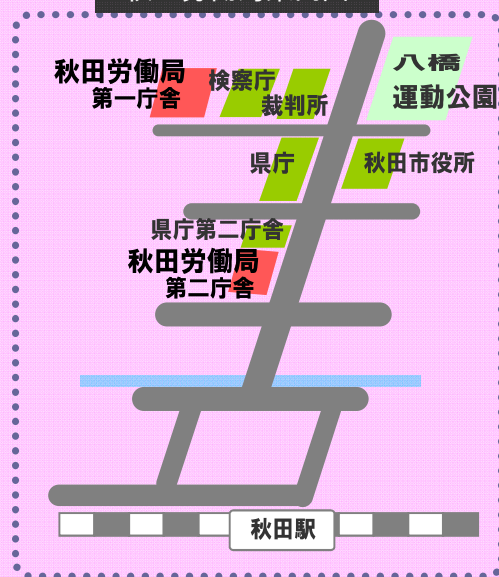
〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7
東カンビル5階

- 職業安定部
(代) Tel(018) 883 - 0007
職業安定課
職業対策課
地方訓練受講者支援室
需給調整事業室

〒010-0951 秋田市山王6丁目1-24
山王セントラルビル6階

- 労災補償課分室
Tel(018) 800 - 9533

秋田労働局案内図



労働基準監督署

- 秋田労働基準監督署 Tel(018) 865 - 3671
〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4
- 能代労働基準監督署 Tel(0185) 52 - 6151
〒016-0895 能代市末広町4-20
- 大館労働基準監督署 Tel(0186) 42 - 4033
〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2
- 横手労働基準監督署 Tel(0182) 32 - 3111
〒013-0033 横手市旭川1丁目2-23
- 大曲労働基準監督署 Tel(0187) 63 - 5151
〒014-0063 大仙市大曲日の出町1丁目3-4
- 本荘労働基準監督署 Tel(0184) 22 - 4124
〒015-0885 由利本荘市水林428

ハローワーク(公共職業安定所)

- ハローワーク秋田 Tel(018) 864 - 4111
〒010-0065 秋田市茨島1丁目12-16
- ハローワーク男鹿 Tel(0185) 23 - 2411
〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
- ハローワーク能代 Tel(0185) 54 - 7311
〒016-0851 能代市緑町5-29
- ハローワーク大館 Tel(0186) 42 - 2531
〒017-0046 大館市清水1丁目5-20
- ハローワーク鷹巣 Tel(0186) 60 - 1586
〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1
- ハローワーク大曲 Tel(0187) 63 - 0335
〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3
- ハローワーク角館 Tel(0187) 54 - 2434
〒014-0372 仙北市角館町小館32-3
- ハローワーク本荘 Tel(0184) 22 - 3421
〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1
- ハローワーク横手
(マザーズコーナー横手) Tel(0182) 32 - 1165
〒013-0033 横手市旭川1丁目2-26
- ハローワーク湯沢 Tel(0183) 73 - 6117
〒012-0033 湯沢市清水町4丁目4-3
- ハローワーク鹿角 Tel(0186) 23 - 2173
〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4

管轄区域図



附属施設

- ハローワークプラザアトリオン
(マザーズコーナー秋田) Tel(018) 836 - 7820
〒010-0001 秋田市中通2-3-8
- ハローワークプラザ御所野
(秋田新卒応援ハローワーク) Tel(018) 889 - 8609
〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1